

平成21年第1回

東濃西部広域行政事務組合議会定例会

議案説明資料

平成21年1月30日

目 次

議第 1 号 東濃西部広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を制定するについて	1
議第 2 号 東濃西部広域行政事務組合財政状況の公表に関する条例を制定するについて	3
議第 3 号 東濃西部広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するについて	4
平成 2 0 年度会計別補正予算表	5
平成 2 1 年度予算総括集計表	6

議第1号

東濃西部広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を制定する
について

【制定趣旨】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるもの。

【制定内容】

多治見市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成16年多治見市条例第33号）に準ずるもの。

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【その他】

地方自治法第292条

（普通地方公共団体に関する規定の準用）

第292条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。

地方公務員法第58条の2

（人事行政の運営等の状況の公表）

- 第58条の2 任命権者は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならない。
- 2 人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、業務の状況を報告しなければならない。
 - 3 地方公共団体の長は、前2項の規定による報告を受けたときは、条例で定めるところにより、毎年、第1項の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前項の規定による報告を公表しなければならない。

多治見市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（報告の時期）

第2条 任命権者は、毎年7月末までに、市長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

（報告事項）

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第

1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の競争試験及び選考の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (6) 職員のサービスの状況
- (7) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- (8) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (9) その他市長が必要と認める事項

(公平委員会の報告)

第4条 公平委員会は、毎年7月末までに、市長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

(公平委員会の報告事項)

第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況
- (3) 苦情処理の状況

(公表の時期)

第6条 市長は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年8月末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第7条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 広報紙に掲載する方法
- (2) 公衆の見やすい場所に掲示し、又は閲覧所を設けて公衆の閲覧に供する方法
- (3) インターネットを利用して閲覧に供する方法

2 前項第2号の閲覧所は、多治見市役所とする。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

議第2号

東濃西部広域行政事務組合財政状況の公表に関する条例を制定するについて

【制定趣旨】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第243条の3第1項の規定に基づき、財政に関する事項の公表に関し必要な事項を定めるもの。

【制定内容】

多治見市財政状況の公表に関する条例（平成4年多治見市条例第7号）に準ずるもの。

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【その他】

地方自治法第243条の3第1項

（財政状況の公表等）

第243条の3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年2回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

多治見市財政状況の公表に関する条例

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定による文書（以下「財政状況」という。）の公表に関しては、この条例の定めるところによる。

（財政状況の公表時期）

第2条 財政状況は、4月1日から9月30日までの期間におけるものを11月末日までに、10月1日から翌年3月31日までの期間におけるものを5月末日までに公表するものとする。

2 天災その他避けることのできない事故により、前項の期限に財政状況を公表することができないときは、市長は、事故のやんだとき以後速やかにこれを公表しなければならない。

（財政状況の内容）

第3条 財政状況には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 歳入歳出予算の執行状況
- (2) 財産、地方債及び一時借入金の現在高
- (3) その他市長において必要と認める事項

（財政状況の公表）

第4条 財政状況の公表は、多治見市公告式条例（昭和25年告示第44号）による告示をすることにより、これを行う。

2 前項の財政状況は、その告示の日から6か月間何人も市長の指定した場所において、その閲覧を請求することができる。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、財政状況の公表の手續に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成3年10月1日から平成4年3月31日までの期間に係る財政状況から適用する。

議第3号

東濃西部広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するについて

【改正趣旨】

東濃看護専門学校教員の安定的確保に資するため、東濃看護専門学校教員の教育訓練手当を見直し、支給額の限度額の改正を行うもの。

【改正内容】

第3条で規定する特殊勤務手当の支給の限度額「月額6,500円」を「月額25,500円」に改めるもの。

【施行日】

本条例の施行日は、平成21年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
(第1条及び第2条省略)	(第1条及び第2条省略)
(支給額) 第3条 前条に規定する手当支給額は、 <u>月額25,500円</u> の範囲内において、規則で定める。	(支給額) 第3条 前条に規定する手当支給額は、 <u>月額6,500円</u> の範囲内において、規則で定める。
(以下省略)	(以下省略)

平成20年度 補正予算総括集計表

(単位 千円)

議案番号	会計名	補正番号	補正前額	補正額	補正後の額
議第4号	一般会 計	補正第1号	317,743	-13,614	304,129
議第5号	ふるさと活性化基金特別会計	補正第1号	13,492	792	14,284
議第6号	東濃看護専門学校事業特別会計	補正第1号	134,973	-8,864	126,109
議第7号	少年センター事業特別会計	補正第1号	14,877	-86	14,791
合 計			481,085	-21,772	459,313

平成21年度 予算総括集計表

(単位 千円)

議案番号	会計名	歳入			歳出		
		本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額	前年度予算額	比較
議第8号	一般会計	262,493	317,743	△55,250	262,493	317,743	△55,250
議第9号	視聴覚ライブラリー事業特別会計	2,243	2,343	△100	2,243	2,343	△100
議第10号	ふるさと活性化基金特別会計	10,976	13,492	△2,516	10,976	13,492	△2,516
議第11号	東濃看護専門学校事業特別会計	140,490	134,973	5,517	140,490	134,973	5,517
議第12号	少年センター事業特別会計	13,967	14,877	△910	13,967	14,877	△910
議第13号	医師確保奨学資金等貸付事業特別会計	88,764	73,800	14,964	88,764	73,800	14,964
	合計	518,933	557,228	△38,295	518,933	557,228	△38,295